示

報

福

レンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月十三日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出 た件二件 [があっ

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

告 示

三日から同年十月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年六月十大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規 福島県告示第三百八十五号 いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャ

福島県知事 内 堀 雅 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更した事項 マルト中岡ショッピングセンター 福島県いわき市中岡町六丁目 番四 ほ

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

業を行う者の退店 六件、 小売業を行う者の代表者の変更 二件)

届出年月日 令和五年五月三十

日

届出をした者

川 株式会社マルト

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十六号

三日から同年十月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年六月十 レンジ課に備え置いて縦覧に供する。 いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャ 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 福島県 大規

令和五年六月十三日

福島県知事 内 堀 雅

雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト好間店 福島県いわき市好間町中好間字上川原六十一ほ

変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

業を行う者の退店 届出年月日 二件

令和五年五月二

글 글

届出をした者

四

商業まちづくり課

一十九日

株式会社マルト

福島県告示第三百八十七号

六月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課 の規定により述べられた意見の概要は、 情報室に備え置いて縦覧に供する。 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 次のとおりである。 なお、当該意見を令和五年 「法」という。) 第八条第

福島県

令和五年六月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要 新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号

(小売

三

意見書の提出なし

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見なし。

(商業まちづくり課)

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

1 箇月 3,560円】 【定価

発行者 印刷所

(小売

福 島 株式会社 第

印

刷